

# 平成 29 年度 第 1 回 神奈川県強度行動障害支援者 養成研修【実践研修】 募集案内

平成 29 年度第 1 回神奈川県強度行動障害支援者養成研修【実践研修】  
は、次により実施します。

- ・ 第 1 回 平成 29 年 8 月 3 日（木）～平成 29 年 8 月 4 日（金） 2 日間  
定員：100 名 会場：平塚商工会議所

（参考情報）平成 29 年度実施予定 ※今回募集分ではありませんのでご注意ください。

- ・ 第 2 回 平成 30 年 1 月 22 日（月）～平成 30 年 1 月 23 日（火） 2 日間  
定員：100 名 会場：横浜市内（予定）

カリキュラム・申込方法など詳細については、以下、「平成 29 年度第 1 回神奈川県強度行動障害支援者研修【実践研修】実施要領」をご覧ください。

## 平成 29 年度第 1 回神奈川県強度行動障害支援者養成研修【実践研修】

### 実施要領

#### 1 目的

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところです。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

このため、強度行動障害を有する者に対して、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を実施します。

#### 2 実施主体

神奈川県 「社会福祉法人 藤沢育成会」に事業委託して実施します。

#### 3 日程・会場・研修カリキュラム等

別紙「平成 29 年度神奈川県強度行動障害支援者養成研修【実践研修】カリキュラム」

#### 4 定員

100名

#### 5 受講対象者

次の（1）から（4）の要件を全て満たす者

- （1）強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、もしくは重度訪問介護従業者養成研修行動援護支援課程を修了した者（※）

- (2) 県内の指定障害福祉サービス事業所等での業務に従事している者（予定のある者も含む）で、特に「知的障害」もしくは「精神障害」のある方への支援を行っている者
  - (3) 2日間すべての日程を受講できる者
  - (4) 所属している法人の推薦を受けた者
- ※ 平成 29 年度第 1 回強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講決定を受けた方は申込みができます。

## 6 受講者の推薦・申込み

### (1) 推薦・申込みについて

- ・ 別紙「平成 29 年度第 1 回神奈川県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）受講推薦及び申込書」に必要事項を記載の上、「申込書類確認書」を添えて**法人でまとめて**申込（送付）ください。
- ・ 5 の（1）の修了証書の写しを添付してください。添付されていない場合は、受講できません。平成 29 年度第 1 回強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講決定者は、「平成 29 年度第 1 回強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者決定について（通知）」の写しを添付してください。
- ・ なお、申込書の**法人内優先順位は必ず記載**ください。法人内優先順位が未記載の場合や不適切な記載の場合（法人内優先順位 1 位が複数いる等）については、受講を見送りとさせていただきます。

### (2) 申込様式 別紙様式

※ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ（URL：<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>）」の「書式ライブラリ」→「7. 研修会・説明会等のお知らせ（県内共通）」→「3 強度行動障害支援者養成研修」に掲載します。

### (3) 返信用封筒の同封（受講決定等の通知に使用）

- ・ 定形郵便用封筒（**長形 3 号：A 4 版用紙三つ折りが入るサイズ**）を使用してください。
- ・ **140 円切手**を貼付してください。
- ・ 法人代表者宛てに宛名を記入してください。（宛名は〇〇御中又は〇〇様としてください。）

### (4) 申込方法 **郵送**

※ファクシミリ、電子メール及び電話による申込は受けません。

### (5) 申込期限 **平成 29 年 6 月 20 日（火）（当日必着）**

### (6) 申込先

〒252-0815  
藤沢市石川 4663  
社会福祉法人 藤沢育成会 湘南セシリア  
研修事務局 妹尾・高橋

※お手数ですが、封筒表面余白に「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）申込書在中」と記載願います。

## 7 受講者の決定

- 定員を大幅に上回った場合は、推薦された方の中から、法人内優先順位を勘案し、申込の内容を審査した上で決定します。（先着順ではありません。）
- 受講決定については、平成 29 年 7 月上旬頃に、各法人あてにまとめて通知を送付します。

## 8 修了証書の交付、修了者名簿の管理

- 事前課題の提出及び本研修の全日程（2日間）を修了した方に、修了証書を交付します。
- 県は研修修了者名簿（修了証書番号、氏名、生年月日、所属等）を管理します。

## 9 受講料及び資料代

- 受講料は無料です。ただし、受講に必要な**教材費等 3,500円**は、資料代として受講者負担とします。（支払方法等詳細は、受講決定通知とともにご案内します。）
- 平成27～29年度の神奈川県強度行動障害支援者研修【基礎研修】でテキスト購入済みの方は、当日、必ずご持参ください。基礎研修と実践研修は、同じテキストを使用するため、新たに購入する必要はありません。
- ※ テキスト名：『強度行動障害支援者養成研修[基礎研修・実践研修]テキスト 行動障害のある人の「暮らし」を支える』（中央法規出版）
- ※ テキスト購入希望の方は、「平成29年度神奈川県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）受講推薦及び申込書」に希望の有無をご記載ください（別途、テキスト代として3,240円ご負担ください）。テキストは初日受付時のお渡しとなります。
- 会場までの交通費その他についても、受講者負担とします。

## 10 その他

- 遅刻及び早退は、欠席とみなします。修了証書を交付できませんので、ご注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持ってご来場ください。
- 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方には修了証書を交付できませんので、ご注意ください。
- 事前課題につきましては、受講決定通知に同封致します。必ず研修初日にご提出ください。研修初日に事前課題を提出されない方には修了証書を交付できませんので、ご注意ください。
- 受講にあたり、手話通訳、点字教材、身体障害者用駐車場等を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載してください。
- 来場の際は、公共交通機関を利用してください。
- 休講等各種お知らせに関しては、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ（URL：<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>）」に掲載いたします。
- 受講決定後、氏名や所属の変更があった場合は、速やかに下記問い合わせ先へご連絡いただきますようお願いいたします。

## 11 研修に関する問い合わせ先

（本研修の申込手続き等に関する問い合わせ先）

社会福祉法人 藤沢育成会 湘南セシリア
〒252-0815 藤沢市石川4663
電話 0466(82)5755
ファクシミリ 0466(83)3719
研修事務局 妹尾・高橋

（研修制度に関する問い合わせ先）

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 045(210)1111 内線4721
ファクシミリ 045(201)2051
地域生活支援グループ 熊岡



日程	時間	講義名	内容
1日目 8月3日(木)	9:40~10:00	受付開始	
	10:00~10:10	開会	開会あいさつ・ガイダンス ガイダンス
	10:10~11:40 講義1.5H	「行動障害のある人の暮らしを支えるために」	地域で強度行動障害の人を支えるチームによる支援の重要性
	11:40~12:40	昼休み	
	12:40~13:10 講義0.5H	「行動障害のある人の暮らしを支えるために」	支援の6つの原則
	13:10~14:10 演習1.0H	「適切な支援を組み立てる」(予防モデル) 行動のアセスメント	障害特性の理解 障害特性に基づくアセスメント 行動の意味を理解する
	14:10~14:20	休憩	
	14:20~15:20 演習1.0H	「適切な支援を組み立てる」(予防モデル) 行動のアセスメント	自閉症の行動特性シートの説明・記入 行動特性のものになる認知特性シートの説明・記入
	15:20~15:30	休憩	
	15:30~17:30 演習2.0H	「適切な支援を組み立てる」(予防モデル) 支援計画シートの作成	強みや好みを活かす視点 支援計画シートの作成 発表・まとめ
	17:30~17:40	休憩	
	17:40~18:10 講義0.5H	「行動障害のある人の生活と支援」	外出場面における支援
	18:10~18:20	事務連絡	
	2日目 8月4日(金)	9:00~9:20	受付開始
9:20~9:50 講義0.5H		「家族の想い」	行動障害のある人の家族の想い
9:50~10:00		休憩	
10:00~10:30 講義0.5H		「行動障害のある人の生活と支援」	日中活動場面における支援
10:30~10:40		休憩	
10:40~11:40 演習1.0H		「行動上の課題に対応する」(行動障害対応モデル) 記録とアセスメント	行動記録の説明と活用 氷山モデルの作成 行動の前後関係から考える 構造化の考え方と方法
11:40~12:40		昼休み	
12:40~14:40 演習2.0H		「行動上の課題に対応する」(行動障害対応モデル) 支援手順書の作成	ストラテジーシートの作成 支援手順書の作成 行動の記録の方法 記録の整理と分析 再アセスメントと手順書の修正
14:40~14:50		休憩	
14:50~16:20 演習1.5H		「危機対応と虐待防止」	危機対応の方法 虐待防止と身体拘束
16:20~16:30		チェックシート記入・回収	
16:30~17:00 講義0.5H		「行動障害のある人の生活と支援」	夕方から朝にかけての支援
17:00~17:20		チェックシート解説	
17:20~17:45		グループごとの振り返り	研修全般・事前課題①チェックリスト②氷山モデル等、修正
17:45~18:00	修了証書授与 閉会		

※カリキュラムは、講師等の都合により変更することがあります。

## 平塚商工会議所 会場案内図

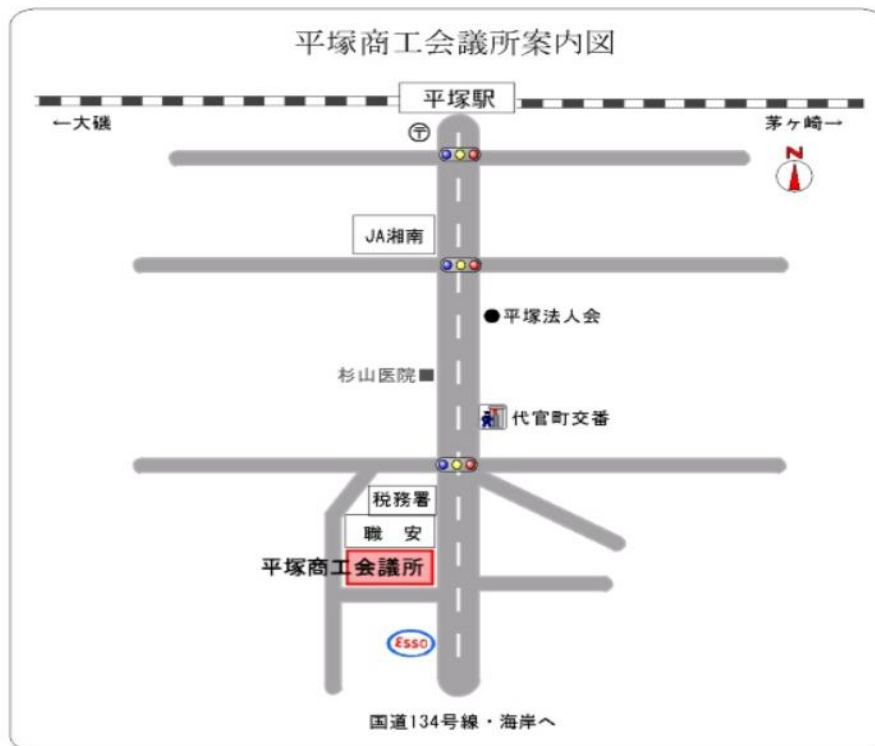
### ■住所

〒254-0812 神奈川県平塚市松風町2番10号

TEL 0463-22-2510

### ■交通機関

JR東海道線 平塚駅 南口から徒歩7分



「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）」及び  
「行動援護従業者養成研修」，「重度訪問介護従業者養成研修行動援護支援課程」  
に係るQ & A

（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と（実践研修））

問1 「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」と「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」とは、どのような関係にあるのか。

（答）

- ア 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）は、強度行動障害を有する方への適切な支援を行う職員の人材育成を目的としています。標準カリキュラムとして、講義（6時間）及び演習（6時間）で構成されています（計12時間）。
- イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）は、強度行動障害を有する方への適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的としています。標準カリキュラムとして、講義（4時間）及び演習（8時間）で構成されています（計12時間）。
- ウ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講対象者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者及び重度訪問介護従業者養成研修行動援護支援課程の修了者となります。

（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と重度訪問介護従業者養成研修行動援護支援課程）

問2 「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」と「重度訪問介護従業者養成研修行動援護支援課程」とは、どのような関係にあるのか。

（答）

- ア 両研修は、同じカリキュラムであるため、重度訪問介護従業者養成研修行動援護支援課程の修了者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了している取り扱いとなります。また、逆も同様です。
- イ したがって、重度訪問介護従業者養成研修行動援護支援課程の修了者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を受講する必要はありません。

(行動援護従業者養成研修と強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及び(実践研修))

問3 「行動援護従業者養成研修」を修了しているが、「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)」を受講修了する必要があるか。

(答)

ア 必須ではありません。「行動援護従業者養成研修」は、「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)」と同じカリキュラムとなっているためです。

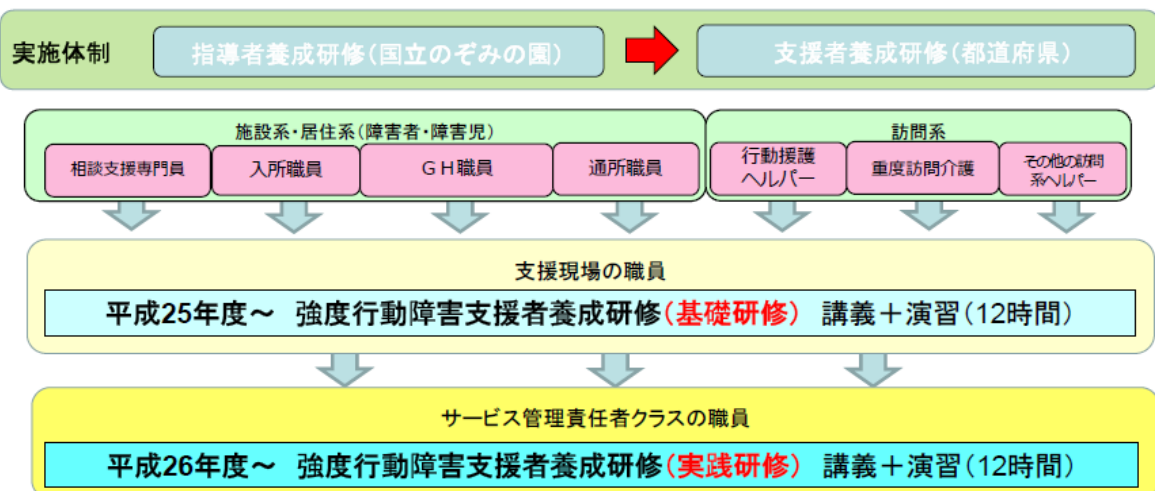
イ ただし、平成26年度以前に「行動援護従業者養成研修」を修了した者については、カリキュラムが見直されたことに伴い、改めて研修を受講する必要はありませんが、行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護従業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要があることとされたことから、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を受講することが望ましいとされています。

(平成27年3月6日厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料)

### (参考) 強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受入が困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、強度行動障害に関する体系的な研修が必要とされている



(厚生労働省資料)